



# 鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)  
号外第 48 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 内水面漁 管委告示	平成 20 年度第 5 種共同漁業権者に係る増殖目標量 (1) . . . . . 2
	コイの持ち出し等の禁止等に関する指示 (2) . . . . . 2
	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (3) . . . . . 3

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

内水面における第 5 種共同漁業の免許を受けた者が、平成 20 年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成 20 年 3 月 28 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

第 5 種共同漁業権者			増殖目標量											
免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	種苗の放流					産卵床の造成				ぼら及びせいがの稚魚のそ上支援のための障害物の除去(回)		
			あ ゆ (千尾)	溪流魚 (千尾)	こ い (千尾)	ふ な (千尾)	う なぎ (kg)	わかさぎ (千粒)	あ ゆ (平方メートル)	わかさぎ (平方メートル)	しらうお (平方メートル)		え び (平方メートル)	
内共第 1 号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	1,062	183	-					3,000 ~4,000				
内共第 2 号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	150	65	-									
内共第 3 号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	1,770	99	-		40			12,000				
内共第 4 号	湖山池漁業協同組合	湖山池			-	70	30	10,000			300	-	-	-
内共第 5 号	東郷湖漁業協同組合	東郷池			-	40	50	-			5,000	2,000	2,000	1

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじますの合計を指す。

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 2 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、コイの持ち出し等について次のとおり指示する。

平成 20 年 3 月 28 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

## 1 指示内容

## (1) コイの持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面で鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出したうえ、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

## (2) コイの放流等の制限

ア 当該水域には、いかなるコイも放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守しなければならない。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

## 2 指示期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

平成20年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持ち出し等の禁止等に関する指示について）に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成 20 年 3 月 28 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

## 1 千代川水系のうち次に掲げる水域

(1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流

(2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭町西御門の久能寺堰（以下「久能寺堰」という。）より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続するすべての用水路

(3) 久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続するすべての用水路

(4) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路

(5) 鳥取市の湖山池

## 2 日野川水系のうち次に掲げる水域

(1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続するすべての用水路

(2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流

(3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川

- (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
  - (5) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続するすべての用水路
  - (6) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続するすべての用水路
  - (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続するすべての用水路
  - (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続するすべての用水路
  - (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
  - (10) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続するすべての用水路
  - (11) 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続するすべての用水路
  - (12) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続するすべての用水路
  - (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
  - (14) 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続するすべての用水路
  - (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
  - (16) 伯耆町二部の白瀉橋より下流の野上川
  - (17) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続するすべての用水路
  - (18) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
  - (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
  - (20) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続するすべての用水路
  - (21) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続するすべての用水路
  - (22) 伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。以下「久古堰堤」という。）から取水する三崎井手及びそれに接続するすべての用水路
  - (23) 久古堰堤より下流の別所川
  - (24) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続するすべての用水路
  - (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
  - (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
  - (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続するすべての用水路
- 3 1 及び 2 以外の水系のうち次に掲げる水域
- (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続するすべての用水路
  - (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続するすべての用水路
  - (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
  - (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続するすべての用水路
  - (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続するすべての用水路
  - (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
  - (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
  - (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続するすべての用水路
  - (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続するすべての用水路
  - (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
  - (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続するすべての用水路
  - (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
  - (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川及び野本川と佐陀川の合流点より下流の佐陀川本流